（別紙）

意見募集を実施した際の政令（案）からの変更点

電気事業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（案）に対する意見募集を実施した際からの変更点は以下のとおりです。なお、法人税法施行令の改正に係る条項については、行政手続法第 39 条第４項第２号の規定により、法人税法の施行に関し必要な事項を定める命令等に該当するため、事前に案を公示して意見の募集を行いませんでした。

	修正箇所	修正内容（下線部のとおり）	備考
1	電気事業法施行令の一部改正	・第 44 条第１項の改正規定について、「法第九十九条の八の規定により納付する各事業年度の利益金は、当該事業年度の・・・納付しなければならない。」を「法第九十九条の八の規定により納付する利益金（次項において単に「利益金」という。）は、各事業年度ごとに当該事業年度の・・・納付しなければならない。」にそれぞれ改める。	技術的修正